

さぬき市議会においては、会議規則で、一般質問・質疑・討論を行う場合は、通告しなければならぬと規定されている。

さぬき市議会の概要



▲さぬき市での調査の様子

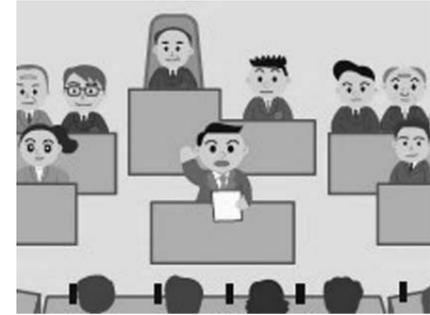
平成28年5月11日から13日までの3日間、香川県さぬき市および佐賀県鳥栖市において議案質疑および討論における通告制について調査を行った。

議会運営委員会行政調査報告

(文責・竹山俊郎委員長)

通告書の様式および通告内容については、一般質問・質疑・討論を一括した発言通告書(独自様式)として定め、より詳細な通告を求めている。中でも、一般質問では、質問の趣旨が理解でき、意思の疎通が図れ、議論が噛み合うことを目的として読み原稿で通告することとなっていた。

通告書の提出期限については、「一般質問は、開会日7日前の正午までに、質疑・討論は、その発言の前々日の正午までに議長へ発言通告書を提出する。」と定められていた。



平成28年6月平戸市議会定例会会期日程

月日	曜日	種別	内容	備考
6月6日	月	本会議	開会、議案説明	
7日	火	休会	(議案研究)	
8日	水	休会	(議案研究)	
9日	木	休会	(議案研究)	
10日	金	本会議	一般質問	
11日	土	休会		
12日	日	休会		
13日	月	本会議	一般質問	
14日	火	本会議	議案質疑	
15日	水	委員会	付託案件審査(総務)	
16日	木	委員会	付託案件審査(産建)	
17日	金	委員会	付託案件審査(文教)	
18日	土	休会		
19日	日	休会		
20日	月	休会	(議事整理日)	
21日	火	休会	(議事整理日)	
22日	水	本会議	議案審議、閉会	

※総務…総務常任委員会 産建…産業建設常任委員会 文教…文教厚生常任委員会

平成28年6月定例会が6月6日から22日までの17日間の日程で開かれました。

平成28年度一般会計補正予算案など報告4件、承認1件、議案11件が上程され、原案のとおり承認および可決しました。

また、請願1件を採択し、議員提出議案として原案可決しました。

鳥栖市議会の概要

鳥栖市議会においても会議規則で、一般質問・質疑・討論を行う場合は、通告しなければならぬと規定されている。

通告書の様式および通告内容については、一般質問・質疑・討論ごとに各発言通告書(独自様式)を定め、一般質問・質疑においてはより詳細な通告を求めている。中でも、一般質問通告書では、総括質問方式・一問一答方式を、総括質問方式では、演壇・質問席を選択することができることと併せて、聞き取りの日時・場所まで通告することとなっていた。

また、議案質疑通告書では、議案番号・件名・ページ・詳細な要旨および所管課を通告することとなっていた。

通告書の提出期限については、議会運営委員会が定めた期日までに行うと定められ、概ね、一般質問は、開会日翌日の正午までに、質疑は、議案質疑前日の午後5時までに、討論は、本会議最終日前日(調整日の議運)の前日の午後5時までが通例となっていた。

所感



▲鳥栖市での調査の様子

さぬき市での調査では、議案質疑について、開会日(議案説明)の翌日が通告期限となっており、議案説明から1日の猶予しかないことから、余裕を持つ必要性を感じた。

一方、討論については、常任委員会の終了翌日が通告期限となっており、常任委員会の審議経過・判断を確認したうえで通告書を提出できるのが合理的であると感じた。

鳥栖市での調査では、議案質疑について、議案質疑前日の午後5時までが通告書の提出期限となっており、理事者側は時間外に答弁書を作るしかない状況となっており検討

の余地があると感じた。

一方、討論については、常任委員会の終了後が通告期限となっており、常任委員会の審議経過・判断を確認したうえで通告書を提出できるので、個々の議員の考えをまとめる上で合理的であると感じた。

本市議会においては、議案質疑・討論では通告制を採用していないが、議事の整理ができるメリットは理解できた。しかし、自由な議論を保障するという観点から見た場合、弊害もあることから十分な検討が必要であると感じた。

